

2021年度（令和3年度）

福山市教育委員会会議録（第7回）

【9月29日（水）開催】

福山市教育委員会

福山市教育委員会会議録（第7回）

1 招集年月日 2021年（令和3年）9月29日（水）
午後2時

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 5名

出席又は欠席	席番	名 前
出席	1	三好雅章
出席	2	菅田章代
出席	3	金 仁 洙
出席	4	神原多恵
出席	5	横藤田 晋

4 会議に出席した事務局職員

教育次長	佐藤元彦
管理部長	藤井紀子
学校教育部長	井上博貴
教育総務課長	久保正敬
学校再編推進室長	來山浩一郎
学校再編推進室主幹	井上誠之
学事課長	亀山貴治
学びづくり課長	本宮政尚

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	須藤 誠
教育総務課職員	中村千咲
教育総務課職員	岡田真奈

【開会時刻 午後2時】

- 三好教育長 それでは、ただいまから、2021年度（令和3年度）第7回福山市教育委員会会議を開会いたします。
- 三好教育長 本日の議案ですが、議第52号及び議第53号は議会提出案件のため、福山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により秘密会として審議し、審議の順番は公開する案件の後としたいと考えますが、御異議はございませんか。
- 全教育委員 （異議なし）
- 三好教育長 御異議なしということで、これらの案件は秘密会とし、その他の案件は公開といたします。
では、まず初めに、日程第1 教育委員会会議録の承認についてです。
2021年（令和3年）8月3日開催の第4回、8月27日開催の第5回、9月9日開催の第6回の教育委員会会議録について、何かございますか。
- 全教育委員 （異議なし）
- 三好教育長 御異議ないようですので、教育委員会会議録を承認することとし、会議終了後、委員の皆さまの署名をお願いいたします。
次に、日程第2 教育長の報告についてです。
資料の1ページをお願いいたします。
9月10日、17日、本会議の前後に常石小学校を訪問しています。現在の取組状況、また施設の改修状況等を見てきました。かなり、工事には配慮いただけていますが、音が出る中での日々の教育活動になっています。子どもたちも教員も、元気に頑張っていました。
続いて、教育次長から、9月定例市議会の答弁について、報告をお願いします。
- 佐藤教育次長 2ページをお願いします。9月定例市議会の教育委員会の答弁内容について、御説明します。
3ページをお願いします。大田議員からは、山野小・中学校の再編の質問がありました。
再編に向けた協議の現状について、これまで、地域の役員や保護者との意見交換に当たり、学校再編と地域の活性化とは分けて考え、進めてきた。山野地域では、今後の地域を心配する思いが強く、そうした進め方ができなかったため、教育環境だけでなく、地域づくりについて、市長部局と連携し、一緒に協議していくことを理解いただき、学校再編は、新しい学校生活に向けた準備期間等を考慮し、1年に限り延期することとした。
2023年度に向けて、開校準備委員会を設置し、協議を始めるとともに、今後の山野地域や再編後の教育機能について検討する場を設置し、地域の持続・活性化に向け、取り組んでいくと答弁しています。
5ページをお願いします。石口議員からは、学校における感染防止対策などの質問がありました。
8月の児童生徒の感染者数が、上旬から下旬へと約6倍に増えていること。学校では、衛生管理マニュアル「レベル3」の行動基準に基づく対策に努めていること。
2学期からの分散登校等の基準については、文科省の基準も参考に、教

室で、1.5メートル以上の身体的距離を確保できない学年・学級を分散登校としたことと、分散登校の期間の出席・出席停止の扱いについて答えています。

6ページ、4行目からです。新型コロナやワクチン接種に関する教育については、各学校での正しい情報収集や新しい生活様式等の指導のほか、児童会・生徒会などが中心となり、感染防止のための工夫を考え実践していること。ワクチン接種については、有効性や副反応について正しく理解できるように、ホームページやメールなどで周知していることを答えています。

次に、新型コロナの、子どもたちへの影響についてです。

分散登校の実施に当たり、各学校は、事前に授業を配信し、通信状況を確認するなど、スムーズにリモート授業等ができるよう取り組んできたこと。また、自宅でのリモート授業が困難な児童生徒は、登校して学習できるようにしていること。

運動面での制約、全国学力・学習状況調査の結果などから、子どもたちがストレスを抱えているとの認識に立ち、各学校では、児童生徒の変化を見るとともに、スクールカウンセラーと連携し、不安の解消に努めていると答えています。

次に、教科の授業時間配分についてです。7ページをお願いします。6行目から、本市では、学びが、教科・学年の枠を超えることを前提に、教科や学年の系統を明らかにし、関連付けた教育課程の編成・実施に取り組んでいる。

本制度は、特色ある教育活動を通して、子ども主体の学びを一層促進するものであり、次年度の教育課程の編成時期に合わせ、各校へ本制度の活用を促していくと答弁しています。

8ページをお願いします。羽田議員からは、福山高等学校野球部の監督招へいの質問がありました。

招へいの経過については、福山中・高等学校の生徒は、学習とともに部活動にも主体的に取り組み、全国大会出場を果たしており、この度、迫田さんと親交のある方を介して、野球部監督への就任を依頼し、実現したことを答えています。

次に、福山高等学校のこれまでの成果についてです。

2004年に福山中学校を開校し、併設型中高一貫校として以来、学校教育目標に向かって、生徒とともに、教職員一丸となって取り組んできた。

開校当初に掲げた「進学実績の数値目標の達成」に止まることなく、次代に求められる資質・能力を育む教育内容の創造が必要との認識に立ち、それまでの実践を、福山100NEN教育の理念を踏まえ整理した。

そして、地域のSDGs推進事業に認定されての3年間の実践・研究、「グローバル人材育成事業」等に現在も取り組んでおり、その結果、ユネスコスクールに認定され、2019年には、ESD大賞の最高賞である「文部科学大臣賞」を受賞したこと。

中高一貫校として17年間、多くの卒業生は、日本を代表する企業などで、福山の未来を創り支える人として、様々な役割を担い、社会に貢献していると自負している。

9ページをお願いします。しかし、文化祭等で爆発する生徒のエネルギーは、日々の学校生活で表現されることが少なく、また、高等学校の受験倍率の低下が課題と捉えている。来年度からの第V期ビジョンに、福山100NEN教育がめざす「学び」を象徴する学校としての姿を描き、日々の教育活動を通して、追求していくと答えています。

次に、福山高等学校の部活動の強化の目的についてです。

迫田さんは、昭和、平成、令和と時代を越えて甲子園に何度も導いた、卓越した指導力を持たれた監督で、野球部を強化し、県内上位、甲子園を狙える力をつけることをめざすことは、野球部のみならず、全ての生徒の夢の実現、全教育活動の活性化につながる。また、生徒だけでなく教職員、そして市内の学校・地域に止まらず、大きな刺激とエネルギーをいただけるものと期待していると答弁しています。

10ページをお願いします。石田議員からは、子どもの視力低下の質問がありました。

小中学生の現状について、裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合が2010年度から5年ごとの推移で増えている状況、また、視力検査の事後措置と学校・保護者間での問題意識の共有について答えています。

ICT活用による児童生徒の健康面への配慮については、各学校は、4月に配付した文科省の啓発リーフレットも活用しながら、長時間、画面を見続けることのないよう授業を工夫したり、子どもたちが、自分で画面の明るさなどを調整できるよう指導していること。小中学校の教科指導の現状を説明し、引き続き、日々の教育活動を通じて、児童生徒が自分の健康に関心を持ち、考え、行動できるよう取り組んでいくと答弁しています。

11ページをお願いします。野村議員からは、がん教育の質問がありました。

各学校では、児童生徒が、自他の健康と命の大切さについて、主体的に考えることができるよう、がん教育を含めた健康教育に取り組んでいる。

小中学校での学習内容、また、道徳では、がん患者の生き方を教材に、命や人々の支え合いの大切さについて考えていることなどを説明し、中学校学習指導要領に、「がんの予防」を扱うことが明記されたことを踏まえ、文科省の映像教材、専門家による学習プログラム等を活用し、引き続き、がん教育に取り組んでいくと答弁しています。

12ページをお願いします。塚本議員からは、災害時の学校の役割の質問がありました。

6月に文科省が公表した、学校施設の水害・土砂災害対策事例集の通知等を受けての学校の対応・取組について、ソフト面では、地域の災害リスクに応じた避難確保計画を全校で作成しており、それに基づく避難訓練を実施していく。ハード面では、校舎の改築時に、盛土や敷地内での校舎の移転など、避難施設としても整備していくことを説明し、引き続き、本市の実態に応じた対策をしていくと答えています。

学校での防災教育については、児童生徒が、災害時に的確な判断と適切な行動ができるよう取り組んでいること。また、ハザードマップや、県が作成した「ひろしまマイ・タイムライン」を活用し、具体的な災害を想定しながら、避難に備えた行動を考えていることを答弁しています。

13ページをお願いします。田口議員からは、福山100NEN教育の推進などの質問がありました。

まず、校長に対する指導支援策に係る状況についてです。

教育委員会では、「福山100NEN教育」を基本理念に「子ども主体の学び」全教室展開に取り組んでいる。校長には、「学び」の理解に基づく子どもへの愛情と、教職員の意欲や創造性を引き出し、変化を追い風に挑戦する学校経営力が必要で、より率直な意見交換・対話を求めている。学校の取組や子どもたちの学ぶ姿とともに、考え実践しているからこそ出てくる教職員の言葉に、それぞれの変化を実感している。

また、学校の課題等を共有するために、管理部と学校教育部と一緒に、情報共有会議や校長面談等を行っており、校長が考える課題や要望に応えるだけでなく、教育委員会が学校の課題等を発見し、解決を図っていけるよう取り組んでいくと答えています。

教職員に求める資質、能力については、中教審が、答申『令和の日本型教育』の構築を目指して」で示した、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たしているなどの教職員の姿は、14ページをお願いします。2行目、本市が「子ども主体の学び」で求めている、一方的に教えるのではなく、学びを促そうとする教職員の役割そのものである。こうした役割を発揮するために必要なのは、「学び」の本質を捉え、子どもたちの変化を見ながら授業の組み立て方などに柔軟に対応できる力であり、全教職員が環境の変化を前向きに受け止め、子どもとともに学びの面白さを追求できるよう取り組むと答えています。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてです。

教科に関する平均正答率、意識に関する調査結果を説明するとともに、学力と意識の関係を見ると、自己肯定感、意欲などの非認知能力に係る項目で、肯定的回答をした児童生徒は、教科に関する正答率が高いことを踏まえ、今後、非認知能力の低化の要因について、一斉と個別のバランスを考えた授業づくり、新型コロナに係る臨時休業や生活の変化、小学校教員の若年化などの視点で、学力向上アドバイザーなどと協議しながら、分析し、改善策を講じていく。

一方で、「自分で課題を立てて情報を集め、整理して調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んだ」という質問で、全国よりも数値が上回っていることは、文科省が、「令和の日本型教育」の姿として提唱している「個別最適な学び」や「協働的な学び」につながるものであり、引き続き、学習端末も活用しながら個別と一斉を臨機応変に組み合わせた「子ども主体の学び」に着実に取り組んでいくと答えています。

次に、コミュニティ・スクールについてです。

想青学園の開校準備委員会の地域連携部会では、地域の素材を活用した教育内容を協議するとともに、コミュニティ・スクールでの住民や保護者の関わり方を考えている。開校後は、住民・保護者の代表が学校運営協議会の委員として、学校運営に参画することを通して、地域とともにある学校づくりを進めていく。また、全ての市立学校に、順次、コミュニティ・スクールの導入していく考えを答えています。

15ページには、その他学校、家庭、地域での意識共有についても、答弁内容を掲載しています。

16ページをお願いします。池上議員からの福山中・高等学校の質問には、羽田議員への答弁内容に加え、下段の通学区域の変更、17ページになりますが、市内中学生の競技力の向上等について、答えています。

学習端末については、学校、家庭での課題とその対応について答えています。

18ページ、5行目からです。端末の活用に係るいじめについては、1学期にあった事例に触れ、学校では、全教職員で、同様の事案が発生していないか確かめたり、保護者と連携し、家庭での様子を見てもらっていること。

東京の小学6年生が、端末のチャット機能で悪口を書き込まれるいじめを受け、自殺したという報道を踏まえ、その日にオンラインで臨時校長会議を行い、オンライン上でのいじめやトラブルは起こりうるという認識のもと、子どもの命を守るために、「しっかり見る、気づきを声に出す、児童生徒が考え話し合う時間を持つ」ことをお願いしたこと。引き続き、日頃から端末の利用状況を把握し、面談等も通し、いじめの早期発見に努めていくと答えています。

また、学習端末の利用確認書に小学1年生にも署名をお願いしたことについては、子どもの発達段階に応じて、使い方などを家庭で話し合い、自覚と責任をもって利用できるよう配付し、署名をお願いした。保護者からの

問い合わせはないこと。確認書の提出がない場合も、学校は、児童生徒が、安全・安心に活用できるよう、保護者に説明するようにしていると答弁しています。

19ページをお願いします。小山議員からは、地域別住民学習などの質問がありました。

住民学習会への教職員の参加は、各学校で働き方改革に取り組んでいる中、勤務時間外に開催される学習会に参加を促すことは考えていない。日常的に、地域・保護者の声を聞き、教育活動に生かしていくと答えています。

通学路の危険箇所の現状について、昨年度の合同点検とそれ以降の随時点検で、対策が必要な危険箇所は579箇所、事故防止の啓発・指導等ソフト面の対策は、速やかに実施し、標識等の設置などハード面の対策は、今年度と来年度の2か年で行っていることと、安全対策に係る関係機関との連携について、答えています。

中学校の通学時における安全対策についてです。20ページをお願いします。中学単性の通学は、自転車利用もあるため、新入学時の交通安全指導、登下校時の注意喚起など、日常的に指導を行ったり、警察が作成した自転車事故防止に係るリーフレットの配付など、啓発に努めていること。合同点検によって抽出された危険箇所を中学校に連絡し、学校は、生徒や保護者に注意喚起していることを答えています。

次に、電子図書貸出サービス導入についてです。経緯については、出版物の電子化が進む中、利用者ニーズに対応するため、昨年7月に試行導入したこと。利用状況は、1年間で、約2万6,000冊の貸出しがあったこと。

また、小中学校での電子図書貸出サービスは、6月に、児童生徒全員にIDとパスワードを配付し、学習端末で電子図書が読めるようにした。8月末現在、約2割の児童生徒が利用を始めており、貸出冊数は、小学生1万3,000冊、中学生3,272冊であること。

今後は、子ども向けのサービスの充実を図り、定期的に目を休ませるなどの注意喚起も行う中で、子どもたちが気軽に活字に触れ、新たな学びの機会となるよう取り組んでいくと答弁しています。

21ページをお願いします。高木議員からは、コロナ禍での水泳授業などの質問がありました。

水泳を学習する意義や学校プールでの感染対策の課題に触れた上で、公共及び民間プールでは、身体的距離を確保でき、インストラクターにより、安全かつ専門的な指導を受けることができるため、今後も継続していくこと。学校プールにおいて、施設の整備や人員配置の拡充は、考えていないことを答えています。

次に、「小学校休業等対応助成金・支援金」の制度については、国において詳細が決定後、学校等を通じて保護者へ周知すると答えています。

次に、コロナ禍での学校再編について、学校再編は、子どもたちにとってより良い学びの環境づくりのために進めているもので、22ページをお願いします。ポストコロナ期の学びを見据え、取り組んでいくこと。想青学園も、来年4月の開校に向け、準備を進めていくと答えています。

山野小学校と山野中学校については、大田議員への答弁と同様の内容を答えています。

23ページをお願いします。宮地議員からは、通学路の安全対策等の質問がありました。

通学路の安全対策については、小山議員への答弁内容に加え、対策の進捗率が、6月末現在71.5%であること。千葉県八街市の事故を受けて、国からの通知により、車の速度が上がりやすく、大型車の侵入が多い

等の観点で、新たに危険箇所の抽出を各学校に依頼し、報告のあった箇所について、9月14日から合同点検を始めたこと。

また、登下校中の過去2年間の事故の件数と原因を説明し、ドライバーと児童の双方が、危険を予測・回避できるよう、通学路交通安全プログラムに基づき対策を行っていることを答えています。

次に、子どもの読書活動推進計画について、全国学力・学習状況調査の結果から、文章や問題を正確に理解し、解釈したことや考えたことの原因を説明するなどの力を身に付けるためには、教科の学習はもとより、読書活動の役割は大きいと考えていること。

24ページです。読書ばなれが言われている中、本市では、子どもたちが自ら本を開き、読もうとする場として、学校図書館整備を進めており、第3次子ども読書活動推進計画では、義務教育段階で、読書感想文コンクール等への参加、ビブリオバトル等の図書を紹介する活動など、本を読み、分かったことや考えたことを話す・書くといった活動をより充実させていくと答弁しています。

説明は、以上です。

三好教育長

報告について、御意見、御質問はありませんか。

横藤田委員

通学路の問題がいろいろ出ていますが、私の近所の中学生の通学を見ると、自転車で並行して走っていて、後ろから私が車で近寄っても、そのままよけたりもせず、狭い道を占領して、全く意に介していない様子でした。何十年もそういう状況を見ているんですが、改善されたとは思えないんです。双方危ないので、通学の自転車、歩行者もそうですが、もう少し他人も通る道だということよくよく教えていただきたいと思います。

近くには私立の小中一貫校もありますが、そちらは礼儀正しくて、横断歩道で待っている子どものために車が停まって、子どもたちを優先して通すと、立ち止まって帽子を取って礼をしますから。それぐらい認識が違うんです。一概にそれが正しいとまではいいませんが、自分だけの道ではないということ、強く教えていただきたいと思います。

金委員

2、3日前でしたか、タブレット端末の履歴の管理について、問題視されていましたが、福山市は、タブレット端末の管理について、各々の利用者の履歴を、個人情報を守りながら、どのようなルールづくりでやっているのかなと思いました。

また、先ほどの横藤田委員の質問にも関連するんですが、私は以前にも言ったことで、頭の保護、ヘルメットの義務化というのをどうしているんですか。着用の義務化をやっているところも見ますが、福山市内で見ると、必ずしもそうではないという現実があります。少なくとも、義務教育の間は、ヘルメットを着用させるという話は、今まで教育委員会会議の中では出ていませんよね。私は、昔から申し上げたことがありますけど、ヘルメット着用の考え方についてどうなのか、教えてください。

本宮学びづくり課長

まず、端末の履歴についてです。

保護者の方々から、端末を利用する際、個人情報も扱うということで、利用確認書をいただいています。また、子どもたちにも、個人情報を扱うことについて、学ぶ機会をそれぞれの学校で設けています。

また、ヘルメットについてですが、市内ほとんどの学校において、ヘルメットを着用させることを学校のきまりに設けています。道路交通法にかんしては、子どもたちのヘルメット着用は努力義務として示されていますが、努力義務だから被らなくていいというものではなく、ヘルメットは命

	<p>を守るものだというので、各学校で着用について指導しているところで。引き続き継続して指導していきたいと思います。</p>
井上学校教育 部長	<p>先ほどの個人情報の件について、補足になるんですが、改めて教育委員会の方から、端末の配付にあたってのアカウント、パスワード、そういったものを児童生徒に配付した後、保護者と児童生徒で話をさせていただいて、新たに決定をしていただくようにしています。それが、確認がきちんとしてきているかというチェック、それから、そういったパスワードをなぜ人に教えてはいけないのかということについての指導を確実に行うようにしています。</p>
金委員	<p>端末の履歴の中で、利用者がどのようなことを学んでいるのかを把握するという意味で、履歴削除が自由にできるのかが気になります。利用者、子どもの方で履歴削除ができると、本当に勉強しているのか、何をやっているのかという把握ができなくなるという欠陥もありますよね。 その辺りはどうなんですか。</p>
本宮学びづく り課長	<p>子どもたちの端末には、それぞれIDとパスワードが設定されています。東京の事案でいくと、パスワードが法的に設定されていたので、他の子のパスワードを想像しやすかったんです。 福山市の場合、子どもたちが家族と相談して、自分たちでパスワードを設定しないと、端末を使用できないようになっていました。その子の利用している履歴を含めて、パスワードを知らない限りは見ることはできません。</p>
金委員	<p>その検索履歴を利用者が自由に消せるというのにかえってどうなのかなと思うんですが、その辺りはどうなんですか。</p>
井上学校教育 部長	<p>その辺りについては、再度確認して回答させてください。</p>
金委員	<p>わかりました。質問ばかりで申し訳ないんですが、これも以前にお聞きしたかもしれませんが、水泳について、着衣水泳はプールが汚れてしまうから、限られた時間でしかできないというのを言われていましたけど、やっぱり一番安全面で考えるのであれば、水着よりも、服を着た状態で落ちた時にパニックにならないよう、一度は経験できるようなプログラムを作った方がよいのではないかと思っていましたが、その辺りはどうなんですか。</p>
本宮学びづく り課長	<p>水泳指導については、着衣泳を各学校が工夫しながら進めています。全ての学校で実施できているのかまでは把握できていませんが、今回もコロナ禍の中で行われた水泳指導の中では、着衣泳を行っている学校もあると聞いています。</p>
金委員	<p>わかりました。よろしくお願いします。</p>
横藤田委員	<p>検索履歴を、教育委員会側が内容を把握できるかどうかという話題があったと思うんですが、それは個人情報だから、把握すべきではないという意見と、教育にかかるところだから把握すべきだという意見と双方あったようですが、福山市は、その辺りの決まりはどうなっているのでしょうか。</p>

本宮学びづくり課長	<p>1学期に愛知県であった事案かと思えます。</p> <p>福山市では、利用確認書を保護者に提出いただいております。それに、端末を利用するにあたっては、個人情報に十分配慮しながら取り扱うことについて記載されています。それを了承していただいているため、個人情報について、調べようと思えば調べられる状況にあります。保護者の方に同意をいただいておりますという状況です。</p>
横藤田委員	<p>教育委員会側で、何か調べようと思えば調べられるということですか。</p>
本宮学びづくり課長	<p>調べようと思えばできます。それも含めて、利用の同意をいただいております。</p>
神原委員	<p>視力の低下が資料にありましたが、タブレット用に、最近イヤホンを配付したと聞きました。割と子どもって、わざと大きい音で聞くとか、ランドセルの重さなどで猫背、前かがみの姿勢になってしまっている子どもがいるということについて、少し前から気になっていました。タブレットの利用に伴って、そういう傾向になるかどうかわかりませんが、視力低下もそうだし、聴力低下とか、姿勢とか、いろんな影響が出てくると思うので、健康面にも配慮というか、気を付けていただけたらと思っています。</p>
本宮学びづくり課長	<p>視力の低下や、ランドセルの重さなど、タブレットを配付することで、改めて子どもたちが、自分自身の健康について、どういう風に向き合っていくかということについて、学ぶ機会を設けているところです。ランドセルのことについては、教科書やノートなどの持ち帰りのものを精選しながら、重くなりすぎないように、各学校工夫しています。視力の低下についても、使い方の部分で、学校でもそうですし、家庭でも、どう工夫して使っていくかを、子どもたちと一緒に考えていくことを進めているところです。</p> <p>引き続き、自分たちの健康と向き合いながら、端末とどう向き合っていくか考えていきたいと思っております。</p>
菅田委員	<p>福山高校の野球部の監督の招へいについて、私もホームページを確認せずに言っているんですが、答弁の説明の経緯のところで、これから、市立福山中・高等学校が、どのような学校を目指していくかが語られていると思うんですが、これは、学校のホームページや、保護者の皆さんには説明されているのでしょうか。</p>
久保教育総務課長	<p>市立福山高校野球部への迫田監督招へいの件ですが、今段階では、保護者への説明はしていません。学校のめざす方向性などを整理し、適切な時期を捉えて、説明の場を持つことを考えています。</p>
菅田委員	<p>通われている方々が、かなりいままでの学校と方向性が違うと感じていらっしゃると思うんです。だから、この答弁で説明されたことは、早急に説明し、ホームページなどでも公表すべきだと思います。迫田監督を招へいする発表があつて大分経っていると思うんですけど、これから受験を考えている子どもたちもたくさんいると思うので、「思っていた学校と違う」というのが生じても困るし、今通っている子どもたちが、一番不安に感じるのもよくないと思うので、そこは早く説明していただきたいと思っております。</p>

井上学校教育 部長	<p>現在、学校と来年度からの福山中・高等学校のビジョンを作成しています。今回の答弁を踏まえて、学校全体で、どういうところを生かしていくのかということについて議論しています。決して、今の学校の方向性を変えるということではなくて、児童生徒が意欲的・主体的に学ぶということについて、今回の迫田監督の件も踏まえて、しっかりとビジョンの中に位置づけて構成していきたいと思っています。10月にまずPTAの役員へ説明させていただくということで考えています。</p> <p>それから、もう一点、先ほど金委員からあった検索の履歴のことなんです。こちら、子どもの方で消すことはできません。画面上で子どもが消したつもりになっていても、どう検索をしたかということについては、教育委員会の方で把握しようと思えば把握できることになっています。</p>
金委員	その履歴は、いつの時点で削除するんですか。
井上学校教育 部長	いつの時点というのは、はっきり決めてはいませんが、新しい別の子に端末を渡す前には、必ず削除することになります。
菅田委員	さっき言われていた答弁の内容は、一刻も早く聞いて安心したいことだと思うので、早めにまとめて、まとまり次第すぐに発表できるようよろしくをお願いします。
三好教育長	他に、いかがですか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	<p>それでは、次に、日程第3 議第46号 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部改正についてを議題とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
来山学校再編 推進室長	<p>25ページをお願いいたします。</p> <p>議第46号 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部改正について、御説明いたします。</p> <p>まず、広瀬学園の小中一貫教育校の実施に当たり、その制度と経過について、御説明いたします。</p> <p>28ページの参考資料1をお願いいたします。</p> <p>学校教育法等の一部を改正する法律が、2016年(平成28年)4月1日に施行され、小中一貫教育が制度化されました。</p> <p>その概要について、文部科学省の資料「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」にある表を掲載しています。</p> <p>表の中段下にある教育課程の特例の小中一貫型小学校・中学校については、小学校及び中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校と同様に、設置者の判断で、一貫教育の軸となる新教科等の設定等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が認められ、その設置の手続きは、学校教育法施行規則第79条の9に基づき、市町村の教育委員会規則にその旨を明らかにする必要があります。</p> <p>今回、同一の設置者である広瀬学園の新しい教育課程について、広島県教育委員会と協議した結果、小中一貫型小学校・中学校の中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校に該当し、教育委員会規則に定めれば、設置者の判断で教育課程の特例の実施ができることとなりました。</p> <p>25ページにお戻りください。</p>

よって、改正理由については、2022年（令和4年）4月から、広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校をそれぞれ中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校として、小中一貫教育を実施することに伴い、所要の改正を行うものです。

改正要旨です。

表に記載の小学校及び中学校を中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校として位置付けるとともに、表に記載の小中一貫教育校の名称を通称とするものです。

また、小中一貫教育校における教育課程の編成について定めるものです。

施行期日は、2022年（令和4年）4月1日です。

なお、26ページから27ページにかけて、規則の新旧対象表を掲載しています。

それでは、広瀬学園の概要、教育課程について、御説明いたします。

29ページの参考資料2をお願いいたします。

広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校についてです。

1 目指す学校像は、「自立」と「共生」に向けた多様な学習活動を通して、一人一人の成長を大切にする学校です。

2 育成する21世紀型“スキル&倫理観”は、基礎的な知識・技能、コミュニケーション能力、課題発見・解決能力です。

3 対象児童生徒は、大きな集団での生活・学習が難しい児童生徒、在籍校での登校が難しい児童生徒、児童養護施設「ルンビニ園」に在籍している児童生徒、広瀬学園の教育環境に適している児童生徒です。

4 児童生徒数は、小学校概ね60人、中学校概ね45人です。

5 特徴です。

一人一人のペースを尊重し、友だちと協働しながら、個別学習とグループ学習を組み合わせ、各教科の基礎基本の確実な習得をめざします。

また、地域を素材に経験・知識を活用して探求する広瀬タイムについては、この後、参考資料3で御説明いたします。

学習・生活環境の場として、教室内外で一人で学習したり、気持ちを落ち着けたりするパーソナルスペース、校内で友だち、教員、地域の方と話したり、興味があることに没頭するなど、自由に利用できるマルチ・スペース、「ひろせ DASH! 村プロジェクト」を中心にした自然と触れ合える自然体験スペース、読みたい本を手に取り、リラックスして読みふけることのできる学校図書館等の学びの場を充実させていきます。

また体制については、複数の教職員で児童生徒を支える複数担任制、専門的な立場で支援を行うスクールカウンセラー等の配置を行い、多様な視点・分野から分析した個別の指導計画を作成し、一人一人の成長を大切にしていきます。

次に30ページの参考資料3を御覧ください。

広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校における教育課程の特例について、御説明します。

1 趣旨は、広瀬学園小学校・中学校を選択し通学する児童生徒が、多様な学習活動を通して、基礎的な知識・技能、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を身に付けることを目的に、既存教科等を組み換え、独自の教科「広瀬タイム」を新設します。

2 広瀬タイムについてです。

(1) 目標は、探究の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、既習の知識・技能を活用できるものへと深めます。

また、主体的・協働的に探究活動に取り組み、互いのよさを生かしながら積極的に参画しようとする態度を養います。

(2) 内容は、広瀬地域の豊かな自然環境を教材に、教科等で学んだことを活用し、栽培、ものづくり等の活動、観察・実験、調査、発表・討論など、体験的に学習を行います。

(3) 方法について、児童生徒が計画する探究活動では、解決すべき課題に対して「何がしたいか」「何ができるか」を起点に、児童生徒が計画し実現するために、各教科等の知識・技能や経験を活用し、必要な技能を学びながら探究します。

異年齢集団による協働学習では、小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒と一緒に学習したり、内容により学年を組み替えたりすることで、協働して課題を解決します。

(4) 時数及び主な学習活動例です。

広瀬タイムの時数は、小学校が175時間、中学校が140時間を設定しています。

生活科、総合的な学習の時間を中心に、国語、社会、理科、図工・美術、技術・家庭科の時数の一部を広瀬タイムに組み換えます。

学習活動の例としましては、小1から中1の異学年が一緒に行う米・野菜作り等、小1、小2では花栽培や収穫祭やおもちやづくり、小3、小4では昆虫飼育や野鳥観察等、小5、小6、中1では昆虫飼育や水路づくり、マップづくり等、中2、中3年では未来の自分の生き方探求や広瀬の魅力・未来発信等を行い、教科等で学んだことを活用し、体験的に学習をしていきます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

三好教育長

今後の施設整備のスケジュールなどはどうなっていますか。

井上学校再編
推進室主幹

広瀬学園小学校、中学校の施設整備についてです。

2022年4月の開校に向けて、現在の広瀬中学校の施設を整備しています。現在、中学校として校舎が整備され使用しているため、小学校用の教室が不足しています。今年度、既存の校舎の改修工事とともに、校舎の増築工事を実施しているところです。工期につきましては、今年度中に終わらせるように準備をし、開校を迎えられるように計画しています。

菅田委員

小学校が60人で、中学校が45人とありますが、現在の広瀬小・中に通っている子の人数はどれぐらいですか。

來山学校再編
推進室長

広瀬小学校の児童数は35人で、広瀬中学校の生徒数は34人ということで、合わせて69人です。

菅田委員

想定しているよりは多めに通えるようになっているんですか。

今の69人からも来る可能性があって、それよりももう少したくさん来る可能性があるから、この人数としているんですか。

それとも、近隣の学校と合わせて、だいたいこれぐらいになるだろうという想定の人数になるんですか。

來山学校再編
推進室長

現在の人数を基本にして、この学校で実施しようとする教育を今後やっていくうえで適した人数として定員を設定しています。

菅田委員

今、かがやきとかでやっているような活動を学校の中でできるんなら、登校しようという子どももいると思うんですが、そういう子どもたちがど

れぐらいいるかはわかりませんが、学校に行きたい子たちを支援するという意味でも、今の体制でやっていくにはこれぐらいの人数、というのはあると思うんですが、余裕のある人数設定の方がいいのかなと思ってお聞きしました。

なので、少しは余裕がある設定ということですよ。

藤井管理部長

この定員を定めるにあたっては、今の広瀬小・中学校のニーズを踏まえて、在校児童生徒数をベースにしています。大きな集団が苦手な子どもたちが多く通っている状況を鑑み、在校児童生徒が希望する場合は、全員入れるように考えました。その数に、今仰ったように、指定された学校に行くことがしんどい子や、不登校になってしまっている子が、この学校で学び直したいという思いになってもらえるような学校を作っていきたいと考え、そういった子どもたちが通いたいと思ったときに通えるように希望者数を想定して増やしました。また、一つの学級については、集団が苦手という子どもが対象ですので、小学校は10人、中学校は15人というところで考えました。広瀬小・中学校の在籍児童数と想定希望者数、学級規模を考えて設定したものです。開校してからのニーズもしっかり見ていきたいと思えます。

三好教育長

他にいかがでしょうか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、お諮りします。
議第46号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

(異議なし)

三好教育長

御異議ないようですので、議第46号は原案どおり可決しました。
それでは、次に、日程第4 議第47号 小学校及び中学校の通学区域の設定及び廃止についてを議題とします。
説明をお願いします。

來山学校再編
推進室長

31ページをお願いいたします。
議第47号 小学校及び中学校の通学区域の設定及び廃止について、御説明いたします。
2022年(令和4年)4月に、広瀬小学校及び広瀬中学校を廃止することに伴い、通学区域の設定及び廃止をするものです。
廃止する広瀬小学校及び広瀬中学校の通学区域を、それぞれ加茂小学校及び加茂中学校の通学区域に加え、廃止となる学校の通学区域を廃止します。
設定及び廃止の時期は、2022年(令和4年)4月1日とします。
なお、32ページと33ページは、通学区域を示した図です。
説明は以上です。よろしく願いいたします。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、お諮りします。
議第47号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第47号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第5 議第48号 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題とします。 説明をお願いします。
來山学校再編 推進室長	34ページをお願いいたします。 議第48号 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について、御説明いたします。 改正理由につきましては、先ほどの議第47号と同様の理由に加え、2022年(令和4年)に広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。 改正要旨です。 1と2は、議第47号と同様の理由です。 3、広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校は、市内全域から通学することを認める学校として定めるものです。 施行期日は、2022年(令和4年)4月1日です。 なお、35ページから36ページは、規則の新旧対象表を掲載しています。 説明は以上です。よろしく願いいたします。
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので、お諮りします。 議第48号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第48号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第6 議第49号 福山市立広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校の就学に関する取扱いについてを議題とします。 説明をお願いします。
來山学校再編 推進室長	37ページを御覧ください。 議第49号 福山市立広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校の就学に関する取扱いについて、御説明いたします。 広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校に入学又は転入学を希望する児童及び生徒の就学に関する取扱いについて、次のとおり定めるものでございます。 1 定員は、小学校が概ね60人、中学校が概ね45人とします。 2 募集人数です。 小学校は、第1学年は10人、第2学年から第6学年までは、在籍児童数を考慮し、教育委員会が定める人数とします。 中学校は、第1学年は広瀬学園小学校からの進学予定者数を考慮し、教育委員会が定める人数、第2学年及び第3学年は在籍生徒数を考慮し、教育委員会が定める人数とします。

3 通学区域につきましては、市内全域とします。

4 通学条件につきましては、児童生徒が、徒歩又は公共の交通機関等を利用し、又は保護者の責任において送迎により通学できることとします。

5 手続きにつきましては、入学又は転入学を希望する児童生徒の保護者は、教育委員会が定める期間内（11月上旬）に申請することとします。

6 抽選につきましては、申請者が募集人数を超える場合は、抽選を行います。

7 その他につきましては、2021年度（令和3年度）において、広瀬小学校に在籍している児童及び広瀬中学校に在籍している第3学年を除く生徒については、意向を聴取し、希望者は校長の意見を踏まえた上で、広瀬学園小学校又は広瀬学園中学校への就学を認めることといたします。

なお、38ページから40ページにかけて、これらの内容等を定めた「福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校の就学に関する実施要綱」を掲載しています。

説明は以上です。

よろしくお願いたします。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

神原委員

事前に送付いただいた資料と見比べたところ、要綱の第6条について、事前にいただいた資料では、(5)があつて、その他教育委員会が教育上の配慮を必要と認めるものというのがあつたのが、削除されています。次の7条のところ、(2)児童等が広瀬学園の教育計画に沿った学校生活ができることというような条件が削除されていて、これらの削除になった理由はあるんですか。

來山学校再編
推進室長

事前に送付させていただいた段階は原案の状態、その後、内部で協議をし、最終的にこの資料のような形になっています。要綱を整理する中で、こういう形になっていきました。文言の表現を変更していますが、内容に大きな変更はありません。

藤井管理部長

第6条の(5)その他教育委員会が教育上の配慮を必要と認めるものという項目については、(4)の広瀬学園の教育環境に適している者という項目の下で判断できると考えました。

第7条の児童等が広瀬学園の教育計画に沿った学校生活ができることという項目は、実際にそこまで厳しく求めるものではなく、保護者に誓約を求めるべきではないと考え、削除しました。

神原委員

私が気になったのが、特に第6条のところで、教育委員会が教育上の配慮が必要と認めるものという文言を残しておいた方が、どんな場合にも対応できるのかなと思ったんですが、そこは、広瀬学園の教育環境に適しているものの方でカバーするというので、判断されたということですね。

あともう一つ質問させてください。

第14条のところが、中学校等への入学ということで、広瀬学園小学校に在籍する児童が中学校へ入学するときは、当該児童の住所地を通学区域とする中学校又は義務教育学校を就学すべき学校として指定するものとする、となっていて、これと対比してみると、第12条のところに「所属学校」というのが出ていて、これが突然出てきたように感じました。14条はこういう説明を入れているのに、12条では「所属学校」と書いている

	<p>ので、この言葉を用いられたのは、何か理由があるのでしょうか。</p>
<p>來山学校再編 推進室長</p>	<p>所属学校という表現につきましては、第5条の第3項に定義を規定しています。第14条は、小学校が含まれていませんので、このような表記となっています。</p>
<p>神原委員</p>	<p>そうですね。失礼しました、読み飛ばしていました。 説明いただいたので問題ありません。ありがとうございます。</p>
<p>三好教育長</p>	<p>他にいかがですか。</p>
<p>全教育委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>三好教育長</p>	<p>ないようですので、お諮りします。 議第49号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。</p>
<p>全教育委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>三好教育長</p>	<p>御異議ないようですので、議第49号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第7 議第50号 福山市立広瀬学園小学校及び 広瀬学園中学校の校歌及び校章についてを議題とします。 説明をお願いします。</p>
<p>來山学校再編 推進室長</p>	<p>41ページをお願いいたします。 議第50号 福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校の校 歌及び校章について、御説明いたします。 まず、校歌についてです。 ページをお願いします。 経過につきましては、広瀬小学校にゆかりのある専門家に、作詞・作曲 及び編曲を依頼しました。 今年1月から2月までの間、「校歌に入れたいフレーズ・言葉」を広瀬 学区の小・中学校の児童生徒、保護者、地域住民及び教職員から募集、準 備委員会において集約し、それを制作者にお渡しし、制作の際の参考にし ていただきました。 作詞・作曲・編曲は、原田嘉子さんです。 原田さんは、福山市出身で、和太鼓奏者です。 和太鼓スタジオ「甲の郷」を主宰し、和太鼓指導講師として、広瀬小学 校を始めとする福山市内の小・中学校や高校、大学等で指導されていま す。 また、2008年東京国際和太鼓コンテスト大太鼓一人打ち部門で優秀 賞を受賞されています。 ページにお戻りください。 (1)には、歌詞を掲載しています。 (2)歌詞と曲に込められた思いです。 初めてご縁をいただいて訪れた時から今でも、神々を大切にまつられて きた先人の想いと山々に吹き抜ける風の心地よさを強く感じてやみませ ん。 広い世界の中で「広瀬」という天空の町に集い、ここで巡り会えたこと は正に奇跡ともいえるご縁。 その素晴らしいご縁があってここに集う子どもたちには、広瀬の心地よ い自然の気をからだに心いっぱい浴びて、人と自然と、そして全ての関</p>

わり合いの中でいろいろなことを感じ、たくさんのことを学んで、自らの持てる可能性をどんどん伸ばして行ってほしい、そう心から願っています。

一人ひとりの個性豊かな魂が共鳴しながら、生命がキラキラと輝きますように。そして、自らの道を信じて思い切り進んでいけますように。

三拍子の曲は校歌としては小々珍しいのですが、しなやかな強さをもってこれからの新しい時代を生きてほしい そんな願いも込めて言葉と旋律をのせてみました。

人生の大きな学びの場となる小学校から中学校までの九年間を過ごすこの「広瀬学園」が子どもたちの大切な心のふるさととなりますように・・・とのメッセージを頂いています。

次に、校章についてです。

43ページをお願いします。

経過につきましては、2020年（令和2年）8月から9月までの間、広瀬学区の小・中学校の児童生徒、保護者、地域住民、教職員及び市内在住者を対象に公募し、準備委員会において、デザイン案42作品の中から決定しました。

デザインを作成したのは、藤谷和憲さんです。

藤谷さんは、福山地区消防組合消防局勤務です。

趣味で、コピーやロゴ、イラストの作成を行っており、採用された代表的なものとして、福山駅前の施設「アイネス フクヤマ」を命名しています。

42ページにお戻りください。

(1) デザインについては、記載のとおりです。

(2) デザインに込められた思いです。

緑色の線（山）と水色の線（川）は広瀬の自然を、鉛筆と定規（文房具）は学校を表現しています。

豊かな自然とあたたかい地域を学びの場として、自分のペースで伸び伸びと、仲間とともに成長してほしいという願いを込めました。との思いをいただいています。

それでは、ここで、広瀬学園の校歌を聞いていただきたいと思います。

（校歌 視聴）

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

三好教育長 御意見、御質問はありませんか。

金委員 校章について、デザインが今回はカラーで資料をいただいておりますが、前回、ともに学園で議論になった、白黒の利用が多いという話について、白黒の図案もここにあった方がよいのではないかと思います。

三好教育長 他に、いかがですか。

全教育委員 (なし)

三好教育長 ないようですので、お諮りします。
議第50号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員 (異議なし)

三好教育長	<p>御異議ないようですので、議第50号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第8 議第51号 福山市立常石ともに学園の校歌についてを議題とします。 説明をお願いします。</p>
來山学校再編推進室長	<p>44ページをお願いいたします。 議第51号 福山市立常石ともに学園の校歌について、御説明いたします。 45ページをお願いします。 経過につきましては、広瀬学園の校歌制作者に、作詞・作曲及び編曲を依頼しました。 開校に向け、イェナプラン教育を実施している常石小学校児童の「校歌に入れたい言葉」を参考資料としてお渡しするとともに、学校訪問により、子どもたちの学ぶ姿や学校周辺を含めた教育環境を見ていただきました。 作詞・作曲・編曲は、原田嘉子さんです。 原田さんの経歴は、先ほどの議第50号で説明しましたので省略させていただきます。 44ページにお戻りください。 (1)には、歌詞を掲載しています。 (2)歌詞と曲に込められた思いです。 初めて学校を訪問した際に強烈に感じたわくわく感。 頭を寄せ合って学ぶ子どもたちの姿と素直な目を見てみると、その奥にきらめく可能性の大きさに心が躍りました。 広い世界の中で奇跡的な出逢いをした仲間とともに、この学園で学び合うことで常に新しい発見をし、常に新しい自分と出会い向き合っていく子どもたち。 一人ひとりの尊い個性と智慧と力を寄せ合うことで、揺るぎない大きな力となり、さらには新たな時代の創造の力となる・・・ きらめく波と大海原をイメージした伴奏の分散和音に、一人ひとりの大きな夢と想い(志)を乗せて、後半はいきいきとエネルギーに未来へ向かって歌い上げるイメージで。 最後は自分で選んだ音を気持ちよく伸ばして歌ってください。とのメッセージを頂いています。 それでは、ここで、広瀬学園の校歌を聞いていただきたいと思います。</p> <p>(校歌 視聴)</p> <p>説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
三好教育長	<p>御意見、御質問はありませんか。</p>
全教育委員	<p>(なし)</p>
三好教育長	<p>ないようですので、お諮りします。 議第51号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。</p>
全教育委員	<p>(異議なし)</p>
三好教育長	<p>御異議ないようですので、議第51号は原案どおり可決しました。</p>

それでは、これより秘密会とします。
傍聴人は退席してください。

(傍聴人 退席)
(秘密会部分 削除)

三好教育長 予定しておりました議案は全て審議いたしました。他に何か、ありませんでしょうか。

全教育委員 (なし)

三好教育長 ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。

【閉会時刻 午後 3 時 4 0 分】